

報告第 21 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決を経て締結した工事請負契約の完工期日の変更について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 11 月 11 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

工事請負契約の完工期日の変更について

平成 30 年 7 月 3 日議決を経た、平成 29 年災害栃下川河川災害復旧工事(第 331 号) 請負契約の完工期日の変更を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり決定する。

令和元年 10 月 4 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

工事請負契約の完工期日の変更の決定

平成 29 年災害栃下川河川災害復旧工事(第 331 号) 請負契約の完工期日を 85 日間延長し、令和 2 年 3 月 19 日とする。

報告第 22 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決を経て締結した工事請負契約の完工期日の変更について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 11 月 11 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

工事請負契約の完工期日の変更について

平成 30 年 12 月 19 日議決を経た、浜田漁港 7 号荷さばき所建設に伴う建築主体工事請負契約の完工期日の変更を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり決定する。

令和元年 10 月 1 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

工事請負契約の完工期日の変更の決定

浜田漁港 7 号荷さばき所建設に伴う建築主体工事請負契約の完工期日を 52 日間延長し、令和 2 年 3 月 23 日とする。

報告第 23 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決を経て締結した工事請負契約の完工期日の変更について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 11 月 11 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

工事請負契約の完工期日の変更について

平成 30 年 12 月 19 日議決を経た、浜田漁港 7 号荷さばき所建設に伴う電気設備工事請負契約の完工期日の変更を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり決定する。

令和元年 10 月 1 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

工事請負契約の完工期日の変更の決定

浜田漁港 7 号荷さばき所建設に伴う電気設備工事請負契約の完工期日を 52 日間延長し、令和 2 年 3 月 23 日とする。

報告第 24 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決を経て締結した工事請負契約の完工期日の変更について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 11 月 11 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

工事請負契約の完工期日の変更について

平成 30 年 12 月 19 日議決を経た、浜田漁港 7 号荷さばき所建設に伴う機械設備工事請負契約の完工期日の変更を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり決定する。

令和元年 10 月 1 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

工事請負契約の完工期日の変更の決定

浜田漁港 7 号荷さばき所建設に伴う機械設備工事請負契約の完工期日を 52 日間延長し、令和 2 年 3 月 23 日とする。